

事務事業調整報告書

協議項目	23-2 総務関係事務事業の取扱い(その2)	総務部会
協議細目	情報公開、自治組織、補助金、使用料、CATV	
<p>1. 課題、問題点等</p> <p>< 情報公開 > 公文書の公開については、2町で差異があるため、電子文書を含めた文書管理及び個人情報保護制度との整合等時代の要請に対応した情報公開制度に再編することが適当と思われます。個人情報保護についても差異があるため、情報公開と併せ再編することが適当と思われます。 情報公開手数料については、実費相当額を基準とする温泉町の例により統一することが適当と思われます。</p> <p>< 自治組織 > 自治会は、組織の単位や報酬、又行政との関わり方等について差異があるため、現行のまま引き継ぐこととし、合併後1年後から再編することが適当と思われます。 連合自治会、区長協議会についても自治会と同様の取扱いとすることが適当と思われます。 地縁団体は、浜坂町のみであります。これまでの経過を勘案すると、現行のまま引き継ぐことが適当と思われます。</p> <p>< 補助金 > 各種補助金は、地区の振興、活性化のために交付しており、順次計画的に進めている事業があるため、合併後1年後に再編することが適当と思われます。</p> <p>< 使用料 > 行政財産目的外使用料の土地使用料は、分類、単価において差異がありますが、県の基準に基く浜坂町の例により統一することが適当と思われます。建物使用料は、2町とも県の基準に基いているため現行のまま引き継ぐことが適当と思われます。</p> <p>< CATV事業 > 現在温泉町で整備中であり平成17年4月に供用開始となります。合併後は、浜坂町においても地域情報化推進のため、又情報格差是正のためCATVを基盤に整備することが望ましいと思われます。</p> <p>2. 調整方針</p> <p>< 情報公開 > 情報公開及び個人情報保護制度は、合併時に再編する。 情報公開手数料は、温泉町の例により統一する。</p> <p>< 自治組織 > 自治会及び連合自治会、区長協議会は、現行のまま引き継ぎ、合併後1年以内に調整する。 地縁団体は、現行のまま引き継ぐ。</p> <p>< 補助金 > 地域振興事業等補助金は、現行のまま引き継ぎ、平成18年度から再編する。</p> <p>< 使用料 > 行政財産目的外使用料は、浜坂町の例により統一する。</p> <p>< CATV事業 > CATV事業は、現行のまま引き継ぐ。</p>		

事務事業調整報告書

協議項目	23-2 総務関係事務事業の取扱い(その2)	総務部会
協議細目	情報公開、自治組織、補助金、使用料、CATV	

3 - 1 . 事務事業現況比較表 (情報公開)

区 分	浜坂町	温泉町
情報公開	不開示情報 個人に関する情報 法人等の事業活動に関する情報 法令秘に関する情報 公共等の安全に関する情報 審議、検討又は協議に関する情報 行政運営に関する情報(事務事業の適正な遂行に支障を及ぼす情報)	法人等の事業活動に関する情報 公開しないことを条件に提供された情報 人の生命等及び公共等の安全に支障が生じるおそれのある情報 町政の円滑な執行に著しい支障を及ぼすおそれのある情報 個人に関する情報 法令秘に関する情報
	情報公開審査会 定数・任期：5人以内・3年 審査事項等 開示決定等に対する行政不服審査法による不服申立て	定数・任期：5人以内・2年 審査事項等 開示決定等に対する行政不服審査法による不服申立て 情報の共有化の推進に係る調査審議
	手数料 開示請求：無料 開示実施：コピー100円、カラーコピー300円、その他当該複製に要した額	開示請求：無料 開示実施：コピー10円、カラーコピー50円、その他当該複製に要した額
個人情報保護	範囲 個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるもの	個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるもの
	個人情報保護審議会 名称：個人情報保護審査会 定数・任期：5人以内・3年 審査・審議事項 実施機関に対して意見を述べ、実施機関の諮問に応じておこなう不服申し立てについての調査審議	名称：個人情報保護委員会 定数・任期：5人以内・2年 審査・審議事項等 実施機関に対して意見を述べ、実施機関の諮問に応じておこなう不服申し立ての審査、その他個人情報の保護に関する調査審議

3 - 2 . 事務事業現況比較表 (自治組織)

区 分	浜坂町	温泉町
自治会	組織 82町内	32地区
	報酬 区長・町内会長(82人) ・均等割 40,000円/1地区 ・戸数割 1,500円/1戸	区長(31人) ・均等割 80,000円/1地区 ・世帯割 2,300円/1世帯
	会議 区長会 年2回(1月・12月)	区長会 年3回(5月・2月・3月)
連合会等	組織 浜坂町連合自治会(82人)	温泉町区長協議会(31人)
	活動 視察・研修会、自治懇談会、自治会だよりの発行(年2回)等	視察研修会、町内視察、地区別研修会等
	補助金 567千円	725千円
地縁団体	三尾区(292人) 浜坂町三尾187番地 (平成10年6月1日認可) 藤尾区(73人) 浜坂町藤尾516番地の2 (平成16年7月1日認可)	なし

3 - 3 . 事務事業現況比較表 (補助金)

区 分	浜坂町	温泉町
地域振興等補助金	<ul style="list-style-type: none"> ふれあいセンター等施設整備事業：新築改築50%以内、増築20%以内(限度100万円) 街路灯等設置事業：50%以内(限度5千円・20千円) 屋内放送整備事業：10%以内 	<ul style="list-style-type: none"> 公民館建設：新築70%以内、増改築50%以内 区営駐車場建設：50%以内 グラウンド夜間照明施設設置：50%以内 児童公園等遊具施設設置：50%以内 街路灯設置：50%以内(限度30千円) 記念誌刊行：50%以内(1回限り) 事務機器：50%以内(機器別に限度額) バス待合所設置：50%以内(限度450千円) 冷暖房機器設置：50%以内(限度500千円)

事務事業調整報告書

協議項目	23-2 総務関係事務事業の取扱い(その2)	総務部会
協議細目	情報公開、自治組織、補助金、使用料、CATV	

3 - 4 . 事務事業現況比較表 (使用料)

区 分		浜坂町		温泉町		
行政財産目的 外使用料	土地 使用料	電柱類	1,540円/本/年	電柱類	2,600円以内/本/年	
		地下埋設物	外径が0.1m未満	36円/m/年	地下埋設物	1,000円以内/m/年
			外径が0.1m以上 0.15m未満	53円/m/年	その他	台帳価格の4/100
			外径が0.15m以上 0.2m未満	71円/m/年		
			外径が0.2m以上 0.4m未満	140円/m/年		
			外径が0.4m以上 1m未満	360円/m/年		
			外径が1m以上	710円/m/年		
			公衆電話類	1,100円/個/年		
	その他	台帳価格の4/100				
	建物 使用料	専用使用	次に定める額の合計額 専用部分の台帳価格の6/100及び当該土地 使用料との合計額 廊下、階段、便所等が共用の場合は、 専用部分の台帳価格の6/100の15/100	専用使用	次に定める額の合計額 専用部分の台帳価格の6/100及び当該土地 使用料との合計額 廊下、階段、便所等が共用の場合は、 専用部分の台帳価格の6/100の15/100	

3 - 5 . 事務事業現況比較表 (CATV事業)

区 分	浜坂町	温泉町
業務	なし	告知放送業務 自主放送番組の送出業務 文字放送の制作等の業務 リクエストチャ ネルの編成送出業務 テレビ、ラジオ再送信 業務 ボランティアスタッフの育成 アナウ ンス業務 放送番組表に関すること
加入状況		2,244口
供用開始		平成17年4月1日予定
利用料		1,200円/月(基本額)